（令和元年台風第十九号に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置）

第十七条の六の三　令和元年台風第十九号に際し災害救助法が適用された市町村の区域内において第百二十三条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、令和元年台風第十九号により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の令和二年度における適用については、同条中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「令和元年台風第十九号により著しい被害を受けた施設又は設備の災害復旧に要する経費」とする。

第十七条の七の二　法第六十三条第一項第三号に掲げる事業は、第百二十九条に規定するもののほか、令和四年度までの間、三十五歳以上五十五歳未満の安定した職業に就いていない者に対して、期間の定めのない労働契約による就職を図るため、教育訓練、実習等を行う事業主、事業主団体等に委託して実施することとする。

（東日本大震災に係る人材開発支援助成金に関する暫定措置）

第十七条の八　福島県に所在する事業所の事業主に対する人材開発支援コース助成金の支給については、令和三年三月三十一日までの間においては、百二十五条第二項第二号イ(1)中「百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）」とあるのは「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」と、同号イ(2)中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）」とあるのは「四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）」と、同号ハ(1)中「百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）（中小企業事業主にあつては、百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十））」とあるのは「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」と、同号ハ(3)中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、九百六十円））」とあるのは「四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）」と、同号ハ(4)中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、六百六十五円（生産性要件に該当する事業主にあつては、八百四十円））」とあるのは「六百円（中小企業事業主にあつては、七百円）」と読み替えて適用する。ただし、対象被保険者に特定分野訓練を受けさせた事業主及び中高年雇用型訓練対象者に特定中高年雇用型訓練を受けさせた事業主にあつては、この限りではない。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等）	（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等）
第七条の二　（略）	**第七条の二**　（略）
2　建設分野雇用管理制度助成コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。	2　建設分野雇用管理制度助成コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
一　その雇用する建設労働者に係る雇用管理制度の整備に関して、次のいずれかに該当する中小建設事業主	一　その雇用する建設労働者に係る雇用管理制度の整備に関して、次のいずれかに該当する中小建設事業主
イ　労働協約又は就業規則に定めるところにより、建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三第二項第二号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者又は能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるもののうち、同号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者と同等の能力を有すると	イ　労働協約又は就業規則に定めるところにより、建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三第二項第二号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（以下「登録基幹技能者」という。）に係る賃金について、一定の額以上の額を増額する等の措置を講じた中小建設事業主であること。

（令和元年台風第十九号に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置）

第十七条の六の三　令和元年台風第十九号に際し災害救助法が適用された市町村の区域内において第百二十三条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、令和元年台風第十九号により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の令和元年度における適用については、同条中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「令和元年台風第十九号により著しい被害を受けた施設又は設備の災害復旧に要する経費」とする。

（新設）

（東日本大震災に係る人材開発支援助成金に関する暫定措置）

第十七条の八　福島県に所在する事業所の事業主に対する人材開発支援コース助成金の支給については、平成三十二年三月三十一日までの間においては、百二十五条第二項第二号イ(1)中「百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）」とあるのは「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」と、同号イ(2)中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）」とあるのは「四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）」と、同号ハ(1)中「百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）（中小企業事業主にあつては、百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十））」とあるのは「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」と、同号ハ(3)中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、九百六十円））」とあるのは「四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）」と、同号ハ(4)中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、六百六十五円（生産性要件に該当する事業主にあつては、八百四十円））」とあるのは「六百円（中小企業事業主にあつては、七百円）」と読み替えて適用する。ただし、対象被保険者に特定分野訓練を受けさせた事業主及び中高年雇用型訓練対象者に特定中高年雇用型訓練を受けさせた事業主にあつては、この限りではない。